茨城県立医療大学における教員の任期に関する規程(平成17年医療大訓第2号)

(趣旨)

第1条 大学の教員等の任期に関する法律(平成9 年法律第82 号)(以下「法」という。)第3条第1項の規定 に基づき茨城県立医療大学における教員の任期に関する規程を定める。

(教育研究組織及び職種)

第2条 任期を定めて任用する教員の職は別表に定めるとおりとする。

(同意)

第3条 任用に際しては、別紙様式1により、任用される者の同意を得なければならない。

(助教及び助手の任期の延長)

第3条の2 別表に定める助教及び助手について、その任期中に、職員の休日及び休暇に関する規則(昭和29 年 茨城県人事委員会規則第13 号。以下「規則」という。)第4 条別表1第25 項、別表2 第1 項に基づく特 別休暇又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条に基づく育児休業により、連続して3月を超える就業できない期間(以下「就業できない期間」という。)が 生じた場合の別表に定める 任期は、当該教員の申し出により、3年を限度として就業できない期間

に相当する期間(1月未満は切り捨てる)を延長することができる。

- 2 前項に規定する任期の延長を希望する助教または助手は、原則として雇用期間等が満了する日の6月前までに、別紙様式2により所属する学科長、センター長または付属病院長に申し出るものとする。
- 3 前項の申し出を受けた学科長、センター長または付属病院長は、大学運営会議に上申する。
- 4 大学運営会議は、延長の可否を審議し、審議結果を学長に報告するものとする。
- 5 前項の報告を受けた学長は、教授会の議を経て、延長の可否を決定するものとする。 (周知)
- 第4条 この規程を定め、又は改正したときは、茨城県立医療大学学報等により、広く周知を図るものとする。 (その他)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年7月25日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成31年2月14日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、助教または助手がこの規程による改正後の茨城県立医療大学における教員の 任期に関する規程第3条の2第1項に規定する特別休暇又は育児休業を取得している場合は、この規程は、当 該特別休暇または育児休業の開始日に遡り適用する。

付 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

教育研究組織等	対象となる職	任 期	再任に関する事項	根 拠
保健医療学部 看護学科 理学療法学科 作業療法学科 放射線技術科学科 人間科学センター 医科学センター 助産学専攻科 付属病院	助教	5年		法第4条第1項第1号
	助 手	4年	1回に限り再任することができる。 再任の場合の任期は、4年とする。	法第4条第1項第1号
保健医療学部 看護学科 看護専任教員養成講習会	教授 准教授 講師	3年	再任可。 再任の場合の任期 は、3年とする。 (ただし、看護専任教 員養成講習会の存続 期間を超えることは できない。)	法第4条第1項第3号

別紙様式1 (第3条関係)

同 意 書

茨城県立医療大学長 殿

(氏名)即

私は、茨城県立医療大学教員の任期に関する規程第3条の規程に基づき、下記の任期により採用 されることに同意いたします。

記 年 月 Bから 年 月 日

別紙様式2

任期制教員任期延長申請書

年 月日

茨城県立医療大学長 殿

所 属

職・氏名 印

茨城県立医療大学における教員の任期に関する規程第3条の2第2項に基づき,下記の通り任期の延長を申請します。

現在の任期 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 就業できない期間 年 月 日 申請する就業できない期間 月 日 ~ 年 年 月 日 申請する延長後の任期 年 月 日 ~ 年 月 日

申請理由